平成２２年（フ）第９２号
愛知県豊橋市飯村北２丁目26番地３
債務者　堀部　法子
1　決定年月日時　平成22年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月12日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第５６２号
東京都八王子市中野町2567番地
債務者　佐藤　正紀
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月21日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第６３９号
東京都三鷹市井口３丁目11番33―303号
債務者　伊波　蔦枝
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月22日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１９０号
青森市大字浪館字平岡82番地５
債務者　手塚ちさ子
1　決定年月日時　平成22年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月28日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２０７号
青森市松森１丁目１番６号
債務者　成田　　治
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月28日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２１号
熊本県球磨郡山江村大字山田甲1346番地
債務者　池田竜二郎
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月23日午前10時
熊本地方裁判所人吉支部

平成２２年（フ）第１０７号
釧路市松浦町６番18号　ボーディングハウスミウラ
債務者　仲井　　勉
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月28日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第３９号
島根県出雲市大社町宇龍105番地
債務者　高木電工こと　高木　幹雄
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月26日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２２年（フ）第１２６号
静岡市葵区瀬名中央１丁目３番37―101号
松本京子方、旧住所さいたま市桜区栄和４丁目24番１号
債務者　松本　修身
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月23日午後４時10分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２３０号
静岡県磐田市東原695番地、前住所静岡県浜松市中区和合町936番地の551　ニューシティーマーガレット203
債務者　山本　将世
1　決定年月日時　平成22年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月６日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続廃止

平成２１年（フ）第１３０３９号
神奈川県横浜市港南区最戸１丁目14―20―202
破産者　永野　浩行
1　決定年月日　平成22年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２００９４号
東京都板橋区坂下３丁目９―13―402
破産者　佐藤　淺夫
1　決定年月日　平成22年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２００９５号
東京都板橋区坂下３丁目９―13―402
破産者　佐藤　浅三
1　決定年月日　平成22年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２４８４号
埼玉県さいたま市中央区大字下落合1085―17―107
破産者　久田　　保
1　決定年月日　平成22年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２９０５号
沖縄県宮古島市伊良部字池間添６―９
破産者　平良紀和子
1　決定年月日　平成22年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３０３４号
東京都青梅市河辺町１丁目864―１―205
破産者　成田　宏美
1　決定年月日　平成22年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３０５５号
千葉県市原市ちはら台東２丁目20―２―10―303
破産者　元木将人こと　朴　　将人
1　決定年月日　平成22年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部